

平成30年度 事業会計決算
(2018年度)

決算常任委員会資料

建設環境分科会分担分

令和元年(2019年) 8月提出

部 名	ペー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
下 水 道	1～2	下水道事業経営戦略2019の概要	山 本		
下 水 道	3～4	過去3年間の災害等により破損等があった各設備等に対する修繕工事等の内容・執行額・対応職員数	五十川		
水 道	1～2	検針業務及び水道料金等滞納整理業務委託において新たに実施した業務及び業務範囲	五十川		
水 道	3～8	第11次吹田市水道事業経営審議会からの答申書	山 本		
水 道	9	地下水利用専用水道設置状況及び影響水量	山 本		
水 道	10	過去5年間の市内における水道管の漏水箇所数	塩 見		
水 道	11～15	「上水道管布設工事における工事提出書類の偽造及び不適正施工について(報告)」(平成30年6月27日付け)に関する対応経過と再発防止等の取組状況	五十川		

下水道部資料

部 名	ペー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
下 水 道	1～2	下水道事業経営戦略2019の概要	山 本		
下 水 道	3～4	過去3年間の災害等により破損等があった各設備等に対する修繕工事等の内容・執行額・対応職員数	五十川		

下水道事業経営戦略 2019 の概要 No.1

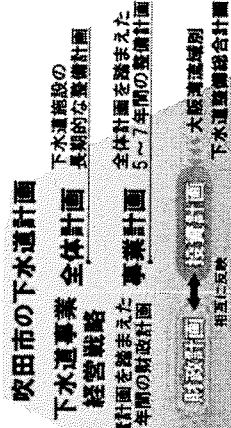
吹田市下水道事業経営戦略 2019 / 概要版

第1章 下水道事業経営戦略策定の趣旨と位置付け (本編 1～2 ページ)

- 策定の趣旨
 - ・ 下水道施設の老朽化に伴う更新需要の増大や節水機器の普及、将来的な人口減少の可能性を考慮すると、経営環境は厳しくなることが懸念されます。
 - ・ 下水道サービスを安定的に継続して提供していくためには、経営基盤の強化が必要です。
- ・ 経営の透明化を図るため、平成 29 年度 (2017 年度) に公営企業会計を導入しました。
- ・ より一層の経営基盤の強化を図るため、中長期的な基本計画「吹田市下水道事業経営戦略」を策定するものです。

吹田市
第4次総合計画
基本構想

都市形成に係る
個別計画



下水道事業経営戦略の位置付け

○ 計画期間
 ・ 平成 31 年度 (2019 年度) から平成 40 年度 (2028 年度) までの 10 年間
 ※ 年号は、原則、和暦で記載し、括弧書きで西暦を併記しています。(ただし、一部の図表中の年号は除きます。) なお、平成 31 年 (2019 年) 以降の年号については、計画策定時において未定であるため、「平成」表記しています。

第2章 下水道事業の現状 (本編 3～19 ページ)

区分	概要
下水道整備	<ul style="list-style-type: none"> ・ 下水道 (汚水) 人口普及率：99.9%、管渠管理延長：約 833km (平成 29 年度末) ⇒ 汚水整備は概ね完了 ○ 老朽化対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別施設毎に「下水道長寿命化計画」を策定し、改築を実施 ・ 施設全体を対象に、より効率的に維持管理・改築を行う「下水道ストックマネジメント計画」を策定 (平成 29 年度) ・ 将来的に、川面下水道処理場と南吹田下水道処理場を統合することが両下水道処理場を併存させるよりも優位であり、その計画・検討を進めることが必要 ・ 統廃合に必要な用地取得に向けた取組みが必要 ○ 地震対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 防災・減災対策を組み合わせた「下水道総合地震対策計画」を策定 (平成 30 年度) ・ 大阪北部地震では「業務継続計画 (簡易版)」に基づき、適切に対応 ・ 「業務継続計画」を策定 (平成 30 年度)
浸水対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 10 年確率降雨 (約 50mm/h) に対応する雨水施設整備率：54.0% (平成 29 年度末) ・ 市南部地域の浸水被害対策として、雨水レバルアップ整備 (雨水管の増強など) を実施中 ・ 「吹田市開発事業の手続等に関する条例」に基づき、大規模開発事業者に対して雨水貯留型施設の設置を義務化 ・ 内水浸水シミュレーションマップの公表 (平成 29 年度)
合流改善対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 合流式下水道の構造基準等を満たす施設整備を実施
高度処理	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大阪府が策定した「大阪湾流域別下水道整備総合計画」に従い、南吹田下水道処理場の一部で高度処理を導入
経営	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水洗化人口は増加しているが、有収水量及び下水道使用料は微減傾向 ・ 流域下水道に係る市町村の経費負担のあり方について、大阪府が増額の方向で検討中
組織	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職員数は、業務委託や人員配置の適正化により 10 年前 (平成 20 年度) と比べて 24% 減少 (平成 29 年度末)

下水道事業経営戦略2019の概要 No.2

第3章 下水道事業の将来像と基本施策 (本編20ページ)

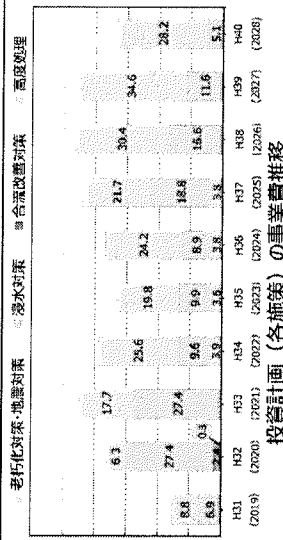
・市民の皆様は下水道サービスを継続的かつ安定的に提供できるように、以下の方向性を示し、それに沿った施策の推進に努めます。

- ◆ 快適な暮らしを支える ◆ 災害に強いまちを構築する ◆ 持続可能な事業を運営する

第4章 投資・財政計画 (本編21～36ページ)

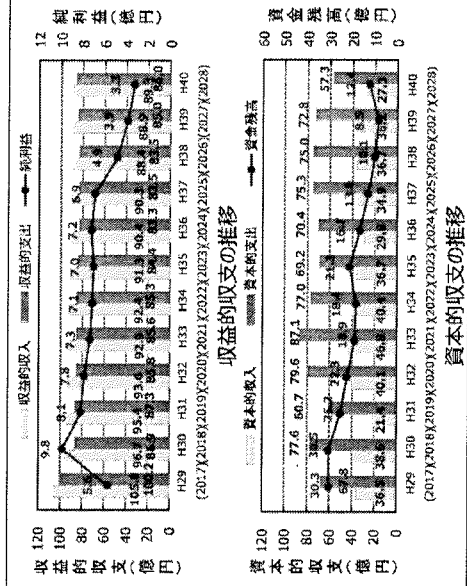
○ 投資計画

施策	概要
老朽化対策 地震対策	「下水道ストックマネジメント計画」, 「下水道総合地震対策計画」に基づき, 下水道施設の改築等を実施
浸水対策	雨水排水施設の整備を継続して実施
合流改善対策	川園ポンプ場の雨水沈砂池のドライ化を実施
高度処理	既存反応槽の改修を実施



○ 財政計画

項目	概要
収益的収支	下水道使用料は約0.2億円/年ずつ減少するが, 純利益は約3～10億円/年の黒字
資本的収支	収入額 < 支出額 となるが, 不足額は補てん財源で対応可能
企業債残高	企業債残高は, 今後10年間で20億円程度減少する見込み



○ その他の取組み

- ・民間活用/従来からの民間事業者への業務委託を継続しつつ, 事業運営の更なる効率化・適正化を図ります。
- ・広域化・共同化・最適化/下水道処理場の処理機能の集約化を図る検討を進めます。
- ・下水道の見せる化/市民の皆様へ, より積極的に情報を発信していきます。

第5章 経営戦略の事後検討・更新等 (本編37～38ページ)

指標区分	指標名	概要
投資計画の管理指標	老朽化対策 地震対策	管路の更新・長寿命化延長
	浸水対策	雨水排水施設の整備率 (約50mm/hの降雨に対応) 雨水増強管の整備延長
財政計画の予定指標	経常収支比率	単年度収支が黒字となる100%以上を維持 固定経費と収入の割合
	企業債残高対事業規模比率	類似団体等と比べて過大とならない
	経費回収率	下水道使用料 > 汚水処理費となる100%以上を維持 維持管理費と下水道使用料の割合

- ・PDCAサイクルを用いて, 経営戦略の見直しを5年毎に実施 (次回は, 平成35年度 (2023年度) に中間見直しを実施予定)
- ・経営の根幹に関わる変化 (例えば, 下水道処理場の統廃合実施や, 国庫補助事業の交付要件の変更など) が生じた場合は, 5年に一度の見直しスケジュールにとらわれず, 必要に応じて経営戦略の更新を図ります。

下水道部水循環室
 下水道部水再生室
 水道部総務室
 水道部工務室
 水道部浄水室

過去3年間の災害等により破損等があった各設備等に対する修繕工事等の内容・執行額・対応職員数 No.1

下水道部

平成30年度(2018年度) 被害と対応状況

(単位:円、人)

災害等	場所	破損等内容	発注件名	発注方法	執行額(税込)	対応職員数
北部地震	川園ポンプ場	電気室壁破損	吹田市川園ポンプ場電気室壁修理	随意契約 (見積合せ)	129,600	3
台風21号	江の木公園	受電設備破損	吹田市江の木公園ポンプ電気設備復旧修理	随意契約(単独)	7,884,000	3
	川園ポンプ場	玄関扉破損	吹田市川園ポンプ場玄関扉修理	随意契約 (見積合せ)	72,360	2
	川面下水処理場	玄関扉破損	吹田市川面下水処理場玄関扉修理	随意契約 (見積合せ)	54,000	2
	川面下水処理場	反応槽覆蓋破損	吹田市川面下水処理場反応槽覆蓋修理	随意契約 (見積合せ)	129,600	2
	川面下水処理場	庁舎屋根破損	吹田市川面下水処理場水再生室庁舎屋根修繕	随意契約 (見積合せ)	195,264	3
	川面下水処理場	自転車置場屋根破損	吹田市川面下水処理場自転車置場屋根修理	随意契約 (見積合せ)	379,792	3
	水再生室庁舎	庁舎屋根破損	吹田市南吹田下水処理場水再生室庁舎屋根修繕	随意契約 (見積合せ)	199,800	3
	南吹田下水処理場	脱水機棟屋上看板破損	吹田市南吹田下水処理場旧脱水機棟看板撤去修理	随意契約(単独)	48,600	3
	南吹田下水処理場	旧ケーキ置場 軒裏化粧板等破損	吹田市南吹田下水処理場旧ケーキ置場 軒裏化粧板等撤去修理	随意契約 (見積合せ)	152,280	3
	南吹田下水処理場	汚泥管理棟 屋上防水シート破損	吹田市南吹田下水処理場汚泥管理棟 屋上防水復旧工事	指名競争入札	17,820,000	4
南吹田下水処理場	ポンプ管理棟 屋上防水シート破損	吹田市南吹田下水処理場ポンプ棟屋上塔屋防水修理	随意契約 (見積合せ)	572,400	3	
合計					27,637,696	

※平成29年度(2017年度)、平成28年度(2016年度)は対象となる修繕工事等はありません。

下水道部水循環室
 下水道部水再生室
 水道部総務室
 水道部工務室
 水道部浄水室

過去3年間の災害等により破損等があった各設備等に対する修繕工事等の内容・執行額・対応職員数 No.2

水道部

平成30年度(2018年度) 被害と対応状況

(単位:円、人)

災害等	場所	破損等内容	発注件名	発注方法	執行額(税込)	対応職員数
北部地震	佐井寺配水場	配管架台破損	佐井寺配水場 配管架台補修	随意契約(単独)	143,100	2
	泉浄水所	薬注棟2階窓ガラス破損	泉浄水所 ガラス修理	随意契約(単独)	53,568	2
	泉浄水所	水質分析室水質測定用備品破損 ディスペンサー(液体定量吐出器)	アキュペンサージュニア AJ-1 購入	随意契約 (見積合せ)	21,762	1
	水道部庁舎	本館階段天井破損	本館4階東側階段室天井張替え工事	随意契約(単独)	49,680	1
	新芦屋下22番	配水管φ100mm漏水	漏水修繕業務	随意契約 (見積合せ)	281,900	2
台風21号	水道部庁舎	本館4階電話交換室建具破損	経理第一倉庫他修繕	随意契約 (見積合せ)	680,400	2
	水道部庁舎	第二別館軒天井ボード脱落				
	経理第一倉庫	シャッター破損				
	経理第一倉庫	外壁(スレート)剥離				
	泉浄水所	第二配水池上部フェンス傾倒				
合計					1,230,410	

平成29年度(2017年度) 被害と対応状況

(単位:円、人)

災害等	場所	破損等内容	発注件名	発注方法	執行額(税込)	対応職員数
台風21号	津雲配水場	倒木によるフェンス破損	津雲配水場 倒木に伴う災害復旧工事	随意契約(単独)	918,000	8

※平成28年度(2016年度)は対象となる修繕工事等はありません。

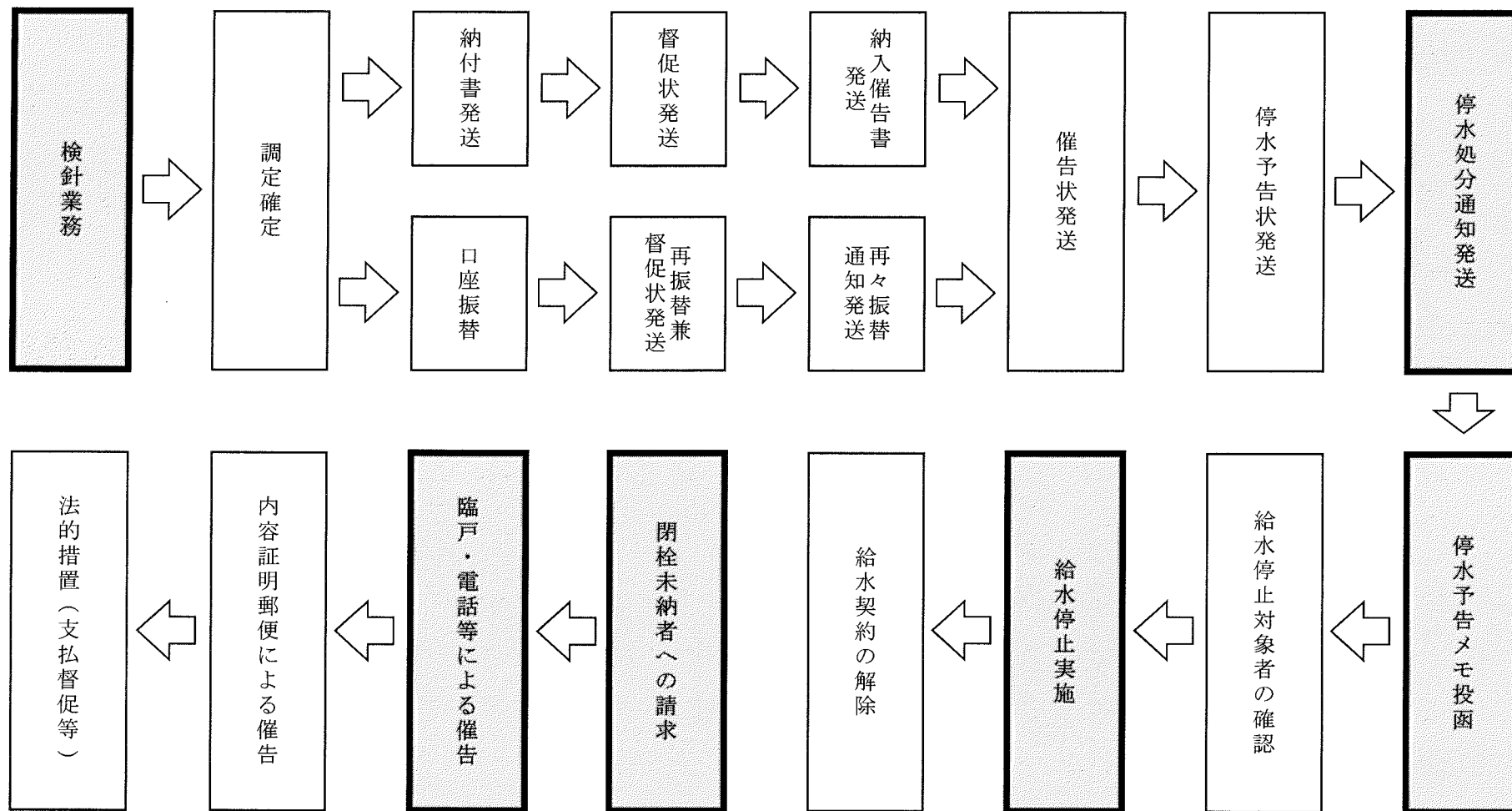
水道部資料

部 名	ペー ジ 番 号	資 料 名	要求委員名		
水 道	1～2	検針業務及び水道料金等滞納整理業務委託において新たに実施した業務及び業務範囲	五十川		
水 道	3～8	第11次吹田市水道事業経営審議会からの答申書	山 本		
水 道	9	地下水利用専用水道設置状況及び影響水量	山 本		
水 道	10	過去5年間の市内における水道管の漏水箇所数	塩 見		
水 道	11～15	「上水道管布設工事における工事提出書類の偽造及び不適正施工について(報告)」(平成30年6月27日付け)に関する対応経過と再発防止等の取組状況	五十川		

検針業務及び水道料金等滞納整理業務委託において新たに実施した業務及び業務範囲 No.1

実施時期	実施内容
平成28年(2016年)1月から	閉栓未納者に対し、市内及び隣接市に臨戸を実施
	閉栓に伴う未納防止対策として、閉栓時現地精算の休日対応を実施
	認知症サポーターの取組みを実施(全ての検針員が認知症サポーター養成講座を受講)
	検針を通じた、地域ぐるみの高齢者見守り事業の一助として、高齢者世帯声かけサービスを実施
	吹田市高齢者見守り活動協力事業者として、高齢者支援事業者との連携による見守り事業、徘徊高齢者SOSネットワーク事業に協力

検針業務及び水道料金等滞納整理業務委託において新たに実施した業務及び業務範囲 No.2



※ ■…委託業者の業務範囲 □…市の業務範囲

※ 債務承認を含む分納誓約など納付交渉については、市の業務として行っています。

第11次吹田市水道事業経営審議会からの答申書 No.1

平成30年5月25日
(2018年)

吹田市長 後藤圭二様

吹田市水道事業経営審議会

会長 北詰 恵一

水道事業経営の重要事項に関する調査審議について（答申）

平成29年(2017年)9月5日付け29吹水企第517号にて諮問された「吹田市水道事業の新たな基本計画について」別紙のとおり答申します。

はじめに

吹田市の水道事業は、昭和 2 年(1927 年)の事業開始以来 90 年以上にわたり、市民生活、産業活動を支え続け、現在では、高度経済成長期に建設された施設・管路の更新と巨大地震に備える耐震化を大きな柱としながら、水道システムの再構築事業に着手している。水道部は、これらの施設整備を着実に進めるとともに、効率的な経営と地域に根差した事業運営を目指し、平成 21 年(2009 年)12 月に「すいすいビジョン 2020～吹田の水標～」を策定し、平成 32 年度(2020 年度)を目標年次として事業を推進している。

この間、平成 28 年(2016 年)4 月には、当審議会からの答申に基づき、2 年間で平均 10%となる水道料金の値上げを実施し、経営基盤の強化を図っている。

一方、すいすいビジョン 2020 策定後の平成 23 年(2011 年)には東日本大震災が、平成 28 年(2016 年)には熊本地震が発生し、インフラの耐震化・老朽化対策など、我が国の社会基盤整備の重要性が改めて浮き彫りになった。また、平成 24 年(2012 年)には、関東地方の水源である利根川水系で水道水源の安全を脅かす水質事故が発生している。

国でも様々な動きがあり、厚生労働省においては、平成 25 年(2013 年)に安全・強靱・持続をコンセプトとする新水道ビジョンを公表するとともに、広域連携や官民連携の推進を柱とする水道法の改正が現在国会で審議されている。総務省では、今後 10 年間の投資・財政計画を明らかにする経営戦略の策定を全国の公営企業に要請するなど、水道事業を取巻く情勢は、すいすいビジョン 2020 策定後も大きく変化している。

このような状況の中、当審議会は、平成 29 年(2017 年)9 月 5 日に市長から「吹田市水道事業の新たな基本計画について」諮問を受けた。

我が国の人口が長期的な減少局面に突入する中において、吹田市の人口は増加傾向を示しているものの、近い将来には減少に転じることは明らかであり、その際には水需要も今以上の落込みが見込まれることから、更なる節水型社会への対応が必要である。

また、すいすいビジョン 2020 は策定から 8 年が経過し、平成 24 年(2012 年)3 月には水源から給水栓までの水質管理の維持・向上を目的とする「水安全計画」を定め、平成 25 年(2013 年)3 月には、概ね 40 年後の水道施設の将来像を示した「吹田市水道施設マスタープラン」を策定し、既に片山浄水所の整備を中心とする再構築事業を進めている。

当審議会では、「安全で強靱な水道水の供給を目指す施設整備」、「吹田の特性を活かす事業運営」、「持続可能な水道事業の経営」の 3 つの視点から、5 回にわたって審議し、ここに答申を取りまとめたものである。

また、諮問審議に先立ち、学識経験者委員から「フューチャー・デザイン」と題して将来世代の視点から施策を考える取組の提案を、また「これからの水道事業のあるべき経営形態」と題して水道事業に相応しい様々な経営管理・分析手法の提案を受け審議した結果も踏まえている。

新たな基本計画の策定にあたっては、本答申に基づき、ライフライン事業者として安価な水道水の供給と強靱な水道施設の構築に全力で取組むとともに、広報・イベントなどを通じて市民との対話を進め、経営面においてはより一層の企業性を発揮することで、市民からの更なる信頼を得られることを特に望むものである。

1 安全で強靱な水道水の供給を目指す施設整備について

吹田市水道部は平成 25 年(2013 年)3 月に策定した「吹田市水道施設マスタープラン」に基づき、水道システムの再構築に向けて積極的な施設整備に取り組んでいる。

今後水道事業が直面する人口減少及び水需要の減少、巨大地震等の自然災害への備えをはじめとする危機管理の向上のほか、水質管理の維持・向上及び環境負荷低減の推進を視点としながら水道ネットワークをより充実させていく考え方にに基づき再構築事業を着実に進めることが重要である。

その中で、以下の点に留意して事業の推進を図るべきである。

(1) 片山浄水所の充実を始めとしたマスタープランに基づく施設整備

片山浄水所水処理施設更新工事及び片山浄水所・泉浄水所連絡管布設工事を着実に進めるとともに、泉浄水所の将来的な廃止を見据えた南部地域への安定給水確保のための施設整備として、片山浄水所における地下水源の増強や大阪広域水道企業団からの十分な受水のために必要な千里幹線南千里分岐と片山浄水所を結ぶ送水管の布設を優先的に行うこと。

また、広域連携の取組である大阪広域水道企業団の千里浄水池内で行われる、豊中市、箕面市との共同ポンプ施設整備計画を遅滞なく進めるとともに、その施設整備により統廃合される連間配水場の跡地利用について、水道事業として有効活用することを基本に検討すること。

これらの事業においては、将来の水需要を見据えた適正な規模で整備を進めるとともに、新技術や民間のノウハウを積極的に活用するなど、事業費の縮減に努めること。

(2) 効果的で効率的な水道施設の更新と耐震化

施設・管路の整備においては、長期的な視点から計画的に更新するとともに、近い将来、予測されている巨大地震の発生に備え、断水を最小限にとどめるよう耐震化を促進すること。

管路更新の路線選定にあたっては、機能性や市民生活への影響を踏まえた重要度を考慮し、併せて耐震化の必要性も要素とすることで効率的な事業執行を行い、基幹管路の耐震化においては、災害リスクや社会的ニーズを踏まえて重要給水施設管路など耐震化効果の高い路線の整備を優先的に進めること。

(3) 危機管理のさらなる向上を図る防災施策

災害時給水拠点等の整備を進めるほか、危機管理マニュアル等の充実を含めたソフト面の強化に努めるとともに、地震以外の風水害、水質事故等にもリスクマネジメントの考え方を取入れ危機管理能力のレベルアップを図ること。

また、防災施策について、市民がその安全性を理解し、安心できるような情報提供に努めること。

(4) 水道水の安全性を守り続けるための水質管理

水安全計画に基づき、引続き高い安全性を維持するための取組として、水質検査結果の信頼性を保証する「水道 GLP (Good Laboratory Practice 優良試験所規範)」を維持し、水道水の安全性について市民への分かりやすい情報提供に努めること。

将来的な水道使用量の減少を考慮し、滞留などによる水質悪化を防止するための対策として施設規模の最適化について検討すること。

(5) 環境負荷低減を目指す施設整備

水道事業は水循環を前提とした事業であることから、地球環境を意識しながら引続き自然流下での配水方式の拡大に努めるとともに、環境負荷低減の取組として、実効性の高い再生可能エネルギーの導入を積極的に進めること。

2 吹田の特性を活かす事業運営について

吹田市は、「垂水の滝」が万葉集に詠われるなど、古来より水にゆかりのある地域である。千里丘陵から流れる良質で豊富な地下水は、地震等の災害に強い水源であることのほか、淀川水系のみに依存することなく複数の水源を持つことにより水源水質事故等のリスクを分散できる強みがあるため、地下水を確保しその浄水処理のノウハウを蓄積してきた。

また、昭和 45 年(1970 年)には大阪万博が開催され、日本初のニュータウン開発が行われるなど急速な発展を遂げてきた。それから約 50 年が経過し、現在では高度経済成長期に建設された多くの水道施設が一斉に更新時期を迎えている。このことは、急激な更新投資の増加による財政悪化が懸念される一方で、次世代の水道システムへ効率的に再構築できる好機と捉えることもできる。

これらのような吹田市の地域特性を踏まえ、必ずしも国や府が示す標準的な水道にとられない「吹田らしさ」を活かした水道事業を考えなければならない。今や市民生活や産業活動に欠かすことのできない水道水を、将来にわたり安定して供給し続けるために、健全経営を持続することの必要性を市民に分かりやすく説明し、信頼される身近な水道を目指すとともに、水道事業の持続可能性の向上を図ることが重要である。

その中で、今後の事業の推進にあたっては、以下の点に留意されたい。

(1) 「地域の水道」のあり方

様々な経営課題のほか、巨大地震発生時には大規模な断水の可能性があることなどのリスクについても、職員が地域に向き市民との対話を通じて情報共有するとともに、事業の「見える化」に努め、市民に身近で信頼される水道を目指すこと。

また、吹田特有の歴史的な水文化の中で育成された「地域の水道」として、従来から実施している「すいすいくん祭り」などに加えて、職員が地域に足を運んで水道事業についての理解を深める取組を推進するほか、健全な水循環などについて考える機会を設け、水の大切さや水道水の安全性などについて積極的に PR すること。

(2) 将来世代を見据えた水道事業のあり方

将来的な人口減少や水需要減少に伴う収入減を見据え、水道施設の規模の適正化などを考慮し、将来にわたり安定した事業経営が可能となるように基盤強化を図ること。また今後、経営上の重要課題を検討する際には、将来世代の視点から施策を考える「フューチャー・デザイン」に取り組むこと。

(3) 直営と委託、公営企業としての責任

安全な水道水の安定供給という水道事業者の責任を将来にわたって果たすことができるよう、技術・技能の継承を図るとともに非常時を想定した体制の確保が必要である。一方で、公的責任を果たすことを前提にしながら、民間のノウハウを活用した業務委託の拡大等の可能性を検討し、公民連携の推進による効率的な事業経営に努めること。

(4) 府域一水道と広域連携の考え方

大阪府内の水道事業者の統合を目指す「府域一水道」に関して、市民のメリットを第一に考えながら、今後の厳しい経営環境を考慮し、事業統合を検討すべき時期等について想定しておくこと。

また、段階的かつ発展的な広域化の手法として、施設の共同化、業務の共同委託などについて、大阪広域水道企業団及び近隣事業者との連携を積極的に進めること。

3 持続可能な水道事業経営について

吹田市においては、水需要が減少傾向にある一方、施設・管路の老朽化が進む中、施設整備の財源を確保するために平成 28 年(2016 年)に水道料金が改定された。これに伴い、用途別料金体系から口径別料金体系に移行するとともに基本料金割合の見直しなどが行われた。

しかし、今後、施設整備がピークを迎える中であって、将来にわたり健全な水道事業を持続するためには、中長期的な視点に立った計画的な事業の推進と実効性の高い財源確保を図る財政計画を柱とした経営戦略により経営基盤の強化を図ることが必要である。同時に、事業の効率化や水道水の需要につながる取組の検討はもとより、水道使用者へのサービスの充実など、より一層の経営努力が求められる。

これからの事業経営にあたっては、以下の点について留意されたい。

(1) 水道料金のあり方

事業収入の根幹となる水道料金については、これまで当審議会が示した考え方を踏まえながら、そのあり方について更なる検討が必要である。

健全な水道事業を次世代に引継ぐために必要な施設整備を見据えながら、また一方で地方公営企業としての不断の経営努力を重ねたうえで、料金水準を定期的に検証し、収支バランスを欠く事態が予測される場合など必要に応じて、適正な水準となるよう改定すること。

節水型社会にあっても安定的に収入が確保できるよう、引続き基本料金割合の見直しなどが必要と考えるが、生活に欠かせない安全な水を全ての人に供給すべき水道事

業においては、生活者の負担に十分配慮すること。

一方、給水収益の大幅な減少につながる大量使用者の地下水利用等への転換に対しても、更なる通増度の緩和などの防止策の検討が必要であり、大量使用者と生活者との負担のバランスについて考慮すること。

水道料金の改定の際には、市民の理解を得ることが重要であることから、その必要性について、市民への説明並びに情報の提供に努めること。

(2) 運転資金保有額などの財政規律の考え方

財政状況の検証にあたっては、確保すべき運転資金や企業債の発行などに関する財政規律の考え方を明確にし、市民に分かりやすい財政運営を図ること。

また、長期的な視点に立った計画的な施設整備など効率的な事業運営に努めるとともに、その財源となる企業債の発行については、将来的な人口減少を踏まえ、市民一人当たりの企業債残高などにより現世代と将来世代との負担の公平性を考慮しながら、水道料金と企業債のバランスのとれた財源確保を図ること。

(3) 実践的な経営管理手法

健全な事業運営を図るには、従来からの経営管理手法の長所を引き活かしつつ、ベンチマーク等の手法を用い、府内各市や類似団体との比較などから事業の進捗管理を行うとともに、改善策の検討、業務水準の向上を図ること。併せて経営状況を明確にしたうえで市民への情報発信に努めること。

(4) その他

水需要の減少につながる地下水等利用専用水道に対しては、負担金の徴収や水道水の使用量を一定確保するための方策等について他市事例を研究し、法的根拠を明確にしながら必要な対策を検討すること。

大阪広域水道企業団の用水供給料金の値下げにあたっては、今後の施設・管路の更新・耐震化等の必要性を考慮し、施設整備の財源として有効に活用すること。

地下水利用専用水道設置状況及び影響水量

平成31年(2019年)3月末時点 (単位: m³)

使用者	業種	地下水利用専用水道 導入年月	地下水利用専用水道を導入 する前年度の上水使用水量 (A)	平成30年度(2018年度) 上水使用水量 (B)	推定影響水量 (C)=(A) - (B)
A	工場	昭和54年頃 (1979年頃)	不明	12,157	不明
B	商業施設	平成14年3月 (2002年)	57,365	3,005	54,360
C	大学	平成17年11月 (2005年)	317,276	127,953	189,323
D	病院	平成18年10月 (2006年)	89,876	38,005	51,871
E	ホテル	平成21年5月 (2009年)	108,967	1,758	107,209
F	商業施設	平成27年11月 (2015年)	221,366	18,168	203,198
G	病院	平成28年4月 (2016年)	173,863	55,949	117,914
合計				256,995	723,875

※上表のほか、平成30年(2018年)5月31日付けで地下水利用専用水道を廃止した使用者(病院)が1件あります。

過去5年間の市内における水道管の漏水箇所数

(単位：箇所)

項目 \ 年度	平成26年度 (2014年度)	平成27年度 (2015年度)	平成28年度 (2016年度)	平成29年度 (2017年度)	平成30年度 (2018年度)
配水管	47	47	41	43	42
給水管	520	507	541	542	470
合計	567	554	582	585	512

「上水道管布設工事における工事提出書類の偽造及び不適正施工について(報告)」
 (平成30年6月27日付け)に関する対応経過と再発防止等の取組状況 No.1

時期	内容	備考
平成30年(2018年) 6月26日	工事提出書類の偽造及び不適正施工の事実が判明した事業者を指名停止 平成30年(2018年)6月26日～平成30年(2018年)10月25日(4か月):元請A	
6月27日	市議会議員及び報道機関へ上水道管布設工事における工事提出書類の 偽造及び不適正施工についての報告	資料 No.2～No.3
7月～	「不適正施工等への対処について」を作成し、受注者へ配布	資料 No.4
7月17日 7月31日 9月3日	関係6部署にて調整会議を行う。(調査方法、再発防止策を協議)	
9月28日	水道部内で不適正施工の報告と再発防止に向けて関係職員へ研修を実施	
平成31年(2019年) 1月17日	工事提出書類の偽造及び不適正施工の事実が判明した事業者を指名停止 平成31年(2019年)1月17日～令和元年(2019年)5月16日(4か月):元請B	
1月22日	工事提出書類の偽造及び不適正施工の事実が判明した事業者を指名停止 平成31年(2019年)1月22日～令和元年(2019年)9月21日(8か月):1次下請C	
4月1日～	土木工事共通仕様書の改定 (納品伝票の写しと出荷証明書の提出の義務付け)	資料 No.5

「上水道管布設工事における工事提出書類の偽造及び不適正施工について(報告)」
(平成 30 年 6 月 27 日付け)に関する対応経過と再発防止等の取組状況 No.2

30 吹水企第 385 号

平成 30 年 6 月 27 日

(2018 年)

市議会議員各位

水道部長 岡本 武

上水道管布設工事における工事提出書類の偽造及び不適正施工について(報告)

本市水道部発注工事におきまして、不適正事案のあったことが判明しましたので下記のとおり報告します。

記

大阪市水道局の発注工事において上水道管布設工事に使用する埋め戻し材の伝票が偽造されるという不適正施工の報道があり、その後、堺市上下水道局でも同様の事案が発生しました。本市水道部におきましても同様の調査を実施したところ、2 件の工事について提出書類の一部に偽造のあることが判明しました。

詳細については以下のとおりです。

1 事案の概要

(1) 偽造について

水道部発注工事における水道管布設工事で使用する埋め戻し材については、設計図書にて改良土^(※1)を指定しているが、この改良土の使用実績を確認するため提出を求めている「納品伝票」について偽造が認められた。更に路盤材(再生粒度調整砕石 RM-25)の納品伝票についても同様に偽造が認められた。

また、平成 30 年 6 月 5 日に堺市上下水道局において産業廃棄物管理票^(※2)(以下、「マニフェスト」という)の偽造が発覚した報道を受け、当該工事のマニフェストについても追加調査を実施したところ、提出されていた写しは偽造されたものであることが判明した。

^(※1) 改良土とは、建設発生土をもとに、再資源化施設において添加剤を混合することにより埋め戻しに適した品質に改良した土砂のことをいう。

^(※2) 産業廃棄物管理票(マニフェスト)とは、産業廃棄物が排出事業者の責任において、適正に処理されたことを証明する帳票のことをいう。

(2) 改良土の調査について

ア 調査の対象

水道部が発注し平成 29 年度に完成した工事のうち、改良土の使用を指定した 54 件について調査した。

イ 調査方法

各工事で提出された改良土の納品伝票をもとに、販売メーカー(4 社)に対して、それぞれの工事について出荷があったかを電話にて確認した。

「上水道管布設工事における工事提出書類の偽造及び不適正施工について(報告)」
(平成30年6月27日付け)に関する対応経過と再発防止等の取組状況 No.3

【調査結果】

- ・改良土の販売メーカー(4社)に聴き取りを行った結果、1工事について改良土・路盤材の出荷が確認できない旨の回答があった。
- ・当該業者について過去5年に元請・下請した工事についても調査を実施したところ、更に1工事について同様の回答があった。

(3) マニフェストの調査について

ア 調査対象

改良土で不正のあった当該業者について過去5年に元請・下請した工事のマニフェストを調査した。

イ 調査方法

マニフェストに記載されている交付番号をリストにし、そのリストを処理施設へFAXで問い合わせ、電話にて回答を得た。

【調査結果】

- ・ アスファルトコンクリートがらについては処理施設から処理の事実を確認した。
- ・ 廃路盤材については持ち込みの事実がない旨の回答があった。このことから路盤材について受注者から提出されていたマニフェストの写しを処理施設へFAXで送り確認を求めたところ、記載のような受け入れの事実がなく、押されていた受付印は当該処理施設で使用されているものではないとの回答を得た。

(4) 不正の確認された工事(いずれも改良土、路盤材の伝票及びマニフェストを偽造)

ア 平成29年度 南正雀1丁目配水管φ75mm～φ150mm布設替工事

イ 平成28年度 岸部中3丁目ほか配水管φ75mm～φ300mm布設替工事

(5) 不正を行った受注者

永成建設株式会社 吹田市川岸町6番35号

2 受注者への処分等

(1) 指名停止4か月(契約不履行等、平成30年6月26日～平成30年10月25日)

(2) 今後、現地調査を行ったうえで受注者に対して損害賠償を請求。

3 今後の対応

今後は工事監理を更に徹底するとともに、再発防止に向けた新たな対策を検討してまいります。

なお、マニフェストの偽造については対象工事を拡大して調査を実施しているところです。

お問い合わせ先

水道部工務室 室長 太田、参事 平井(内線47-520)

企画室 室長 山村(内線47-294)、参事 田中

「上水道管布設工事における工事提出書類の偽造及び不適正施工について(報告)」
(平成 30 年 6 月 27 日付け)に関する対応経過と再発防止等の取組状況 No.4

受注者 各位

吹田市水道部長

不適正施工等への対処について

平素は本市水道事業に対し格別の御協力をいただきありがとうございます。
さて、本年6月28日の新聞報道にもありましたとおり、本市水道部(以下、「水道部」という)発注工事におきまして、不適正施工並びに提出書類に偽造のあったことが判明しました。

このことは発注者のみならず工事代金の原資となる水道料金を納めていただいている市民をも裏切る行為であり、加えて公共工事に対する信用失墜にもつながり、決して許されるものではありません。

大半の受注者におかれましては適正施工に努めていただいているところですが、今回の件を契機に今一度、以下の点について留意いただくとともに、これに背く不正事案に対しては入札参加の停止や損害賠償請求を行うなど、厳正に対処することを申し添えます。

記

1 関係法令等の遵守について

法令遵守は契約書において明記していますが、それ以前に公共工事の担い手としてコンプライアンスに対する高い意識が求められます。法令を遵守することは公共工事の社会的使命とライフラインとしての水道事業の役割を果たすとともに受注者への信頼及び公共工事の品質を確保するためにも、特に留意が必要です。

2 仕様書、設計図書等の遵守について

今回の不適正施工は埋め戻し材に改良土を用いるべきところ、再生砕石を用い、その整合を図るため伝票を偽造したものとされています。仮に改良土が現場に不向きであった場合の対処法は、伝票偽造ではなく監督員への報告です。

工事にあたっては発注者が提示する書類に基づくことを基本としますが、もし、現場において不都合があれば必ず監督員へ報告し、必要な協議を行ってください。いかなる事情においても受注者自らの判断で変更することはできません。

3 作業員、下請け会社の管理の徹底について

作業員はもとより下請け会社においても水道部発注工事に関わっていることに変わりはありません。受注者におかれましては公共工事の担い手であると同時に水道事業は市民の命を守る事業であるとの自覚のもと、作業員、下請け会社の管理を徹底するとともに、工事期間中は地域住民から常に厳しい目を向けられていることを念頭に置き、施工にあたってってください。

「上水道管布設工事における工事提出書類の偽造及び不適正施工について(報告)」
(平成30年6月27日付け)に関する対応経過と再発防止等の取組状況 No.5

(吹田市水道部)土木工事共通仕様書の改定

土木工事共通仕様書について、以下の内容について平成31年4月1日に改定

第28条 工事材料

(1)～(3) 省略

(4) 受注者は、工事に使用した埋戻し材、基礎材及び路盤材に用いる材料、並びに

監督員の指示があった材料について、納入期間、納入先の工事名、納入業者名、

材料名、数量等が記載された出荷証明書を、納品伝票の写しと合わせて監督員に

提出しなければならない。ただし、監督員が承諾した場合には、出荷証明書又は

出荷証明書の記載内容の一部を省略することができる。

(5)～(6) 省略

第31条 建設副産物

(1) 省略

(2) 受注者は、産業廃棄物であるコンクリート塊及びアスファルト塊等が搬出される工事にあ

たっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」第12条の5第1項の規定により電子

情報処理組織利用者が使用する電子情報処理組織(以下「電子マネーフエーステム」

という)又は、産業廃棄物管理票(マネーフエースト)により、適正に処理されていることを確認

するとともに監督員にその写しを提出しなければならない。

(3) 受注者は、前項に該当する工事について、建設廃棄物処理委託契約書に記載のある

(以下「委託契約書記載の」という)処分会社が発行する、発注工事名、工事期間、産業

廃棄物の種類、処理数量、工事場所、委託契約書記載の事業者などを記載した処理証

明書を、監督員に提出しなければならない。ただし、電子マネーフエーステムにより処分

の事実が証明できる場合はこの限りではない。

(4)～(10) 省略